

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例について

I 条例について検討の経緯

JFE リサイクルプラザ苫小牧について、より多くの市民利用や効率的かつ効果的な運営、市民サービスの向上を目指すうえでは、条例により利用が限定的であった。

このことから、現行条例の廃止及び（仮称）新リサイクルプラザ苫小牧条例の制定について検討を進めてきた。

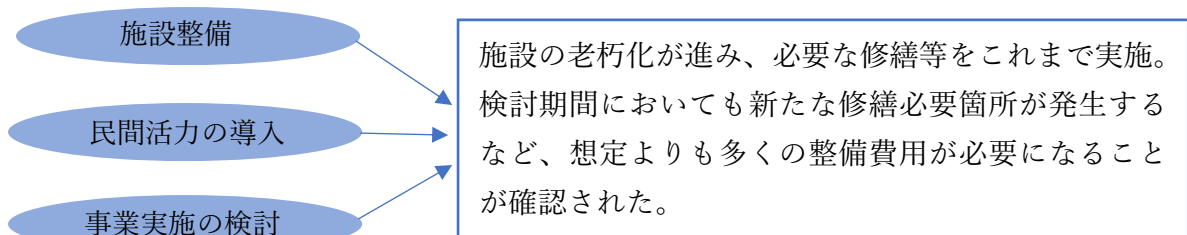
II 経過

令和5年	7月	4日	第15次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（第1回）の開催 現行条例の廃止及び新条例の制定について諮問
	8月	8日	第15次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（第2回）の開催
	9月	13日	〃（第3回）の開催
	11月	1日	〃（第4回）の開催
	11月	16日	本審議会より現行条例廃止及び新条例制定について妥当とする 答申及び提言書の提出

III 施設検討の実施結果

答申及び提言に基づいた新条例の制定に向け、より詳細な施設検討を実施した。

あわせて、市民サービスの向上を目指し、指定管理者制度の導入についても検討してきた。



- ・ 現行の施設の状態では、指定管理者制度の導入検討は困難
- ・ 必要な修繕を行いながら、民間活力導入を検討していくことは可能
- ・ 当面の間は直営での事業実施が必要

IV 主な提言内容と条例における対応

提言内容	新条例	改正
1 施設の設置目的		
従来の設置目的に加え、時代変化に応じた課題に対して施設の利活用を目指す	○	○
2 施設の機能		
① 環境情報等の発信機能	○	○
② 体験を通じて環境問題を意識できる機能	○	○
③ 幅広い市民が気軽に集い交流できる機能	○	○
3 施設の事業		
① 幅広い環境テーマを楽しみながら体験できる教育機会の提供	○	○
② 環境問題に関心、理解を深めることができる講座等の実施	○	○
③ 施設の特徴を活用し、ごみ減量やリサイクル推進を発信できる事業	○	○
4 運営手法や料金制度		
① 指定管理者制度の導入の検討	○	△ 大幅な修繕が必要
② 料金設定の検討	○	△ 貸館のみは可能
③ 新たな施設名称の検討	○	○

V 条例の整理について

